解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

佐賀県多久市北多久町大字多久原二六二一番地の二

財団法人多久市労働会館

代表清算人　香月　正則

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月三日臨時社員総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年二月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

福島県福島市渡利字舟場二〇番地

医療法人尚愛会

清算人　大越　暁子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月二十七日責任役員全員及び総代の同意を得、宗教法人浄土宗の代表役員の承認及び滋賀県知事の認証を受けて、平成二十五年二月二十二日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

滋賀県栗東市御園四七五番地

宗教法人善勝寺

清算人　伊藤　唯晃

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢四八番地の四　三種町山本健康保養センター（ゆうぱる）内

財団法人三種町山本開発公社

代表清算人　三浦　正隆

解散公告（第三回）

当法人は、臨時社員総会の決議及び東京都知事の認可により、平成二十五年二月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

東京都中央区銀座三丁目七番二〇号徳永ビル一階

医療法人社団銀座会

清算人　徳永　壽生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

静岡県袋井市宇刈二五九五番地

社団法人大日下組報徳社

代表清算人　野田　広義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年二月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

静岡県袋井市宇刈二五八八番地

社団法人大日報徳社

代表清算人　小野田日壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月三十日寄付行為で定めた存続期間の満了及び山口県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年三月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年三月十五日

山口県下松市大手町三丁目三番三号

財団法人下松市奨学会

代表清算人　市川　正紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市若林区沖野七丁目三九三番地の一、最後の住所仙台市若林区沖野七丁目九番二〇号

被相続人　亡　丹野　昭市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

仙台市青葉区大町一丁目一番八号　第三青葉ビル九階　ことぶき総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岩田摩美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県水戸市城南三丁目六番、最後の住所茨城県水戸市白梅四丁目三番一〇―一〇二号メゾンド・オパール

被相続人　亡　立原　軍三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

事務所茨城県水戸市中央二丁目八番三一号　茂手木ビル一〇二号

相続財産管理人　弁護士　茂手木雄一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県夷隅郡大多喜町市川二二五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　野口　三衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

事務所千葉市中央区新宿二―二―九　ひぐらしビル二〇一　今井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　一雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県北杜市明野町上手三一五二番地、最後の住所東京都府中市本町二丁目七番地の一メゾンジュネス三〇三

被相続人　亡　篠原　宏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県東海市加木屋町唐畑四六番地五、最後の住所愛知県日進市岩崎町六坊九番地二七アヴニール御岳二〇二

被相続人　亡　木皿　文宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十五日

名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号　三博ビル五階名古屋第一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙梨　基子

第69期決算公告

平成25年3月15日

秋田県湯沢市深堀字中川原120番地の8

秋田県醗酵工業株式会社

代表取締役社長　清水　春夫

貸借対照表の要旨　（平成24年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,514,017	流動負債	1,421,295
固定資産	709,266	固定負債	265,220
有形固定資産	599,300	**負債合計**	1,686,516
無形固定資産	715	株主資本	2,532,528
投資その他の資産	109,250	資本金	54,750
		利益剰余金	2,477,778
		利益準備金	13,687
		その他利益剰余金	2,464,091
		（うち当期純利益）	(77,547)
		評価・換算差額等	4,238
		純資産合計	2,536,767
資産合計	4,223,283	**負債・純資産合計**	4,223,283